

長洲町公告第 25 号

長洲町職員の給与・定員管理等の公表について

このことにつき、下記のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 1 日

長洲町長 橋 本 孝 明

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

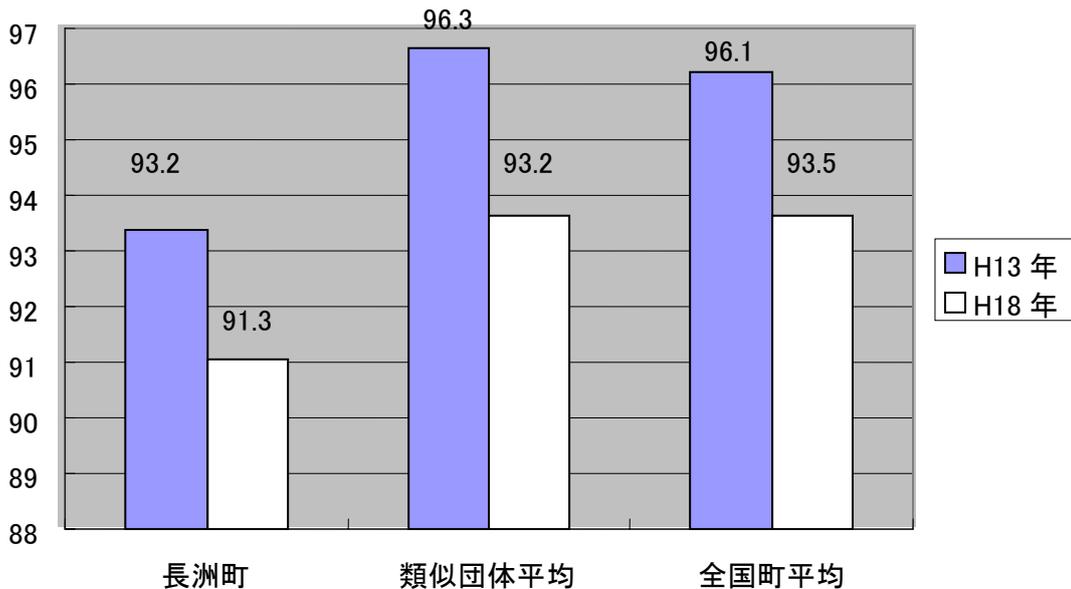
区 分	住民基本台帳人口 (H18年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成17年度の人件費率
18年度	人 17,352	千円 4,883,513	千円 178,124	千円 1,161,177	% 23.77	% 22.16

(2) 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 131	千円 474,720	千円 40,892	千円 182,446	千円 698,058	千円 5,328

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。 2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長洲町	41.4歳	297,300円	341,151円
			313,370円
国	40.4歳	328,477円	381,212円
類似団体	43.0歳	330,914円	372,256円
			355,526円

- (注) 1 国及び類似団体の数値は、平成18年4月1日の数値です。
 2 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		長洲町		国（平成18.4.1現在）	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職 (高卒程度試験採用)	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	148,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

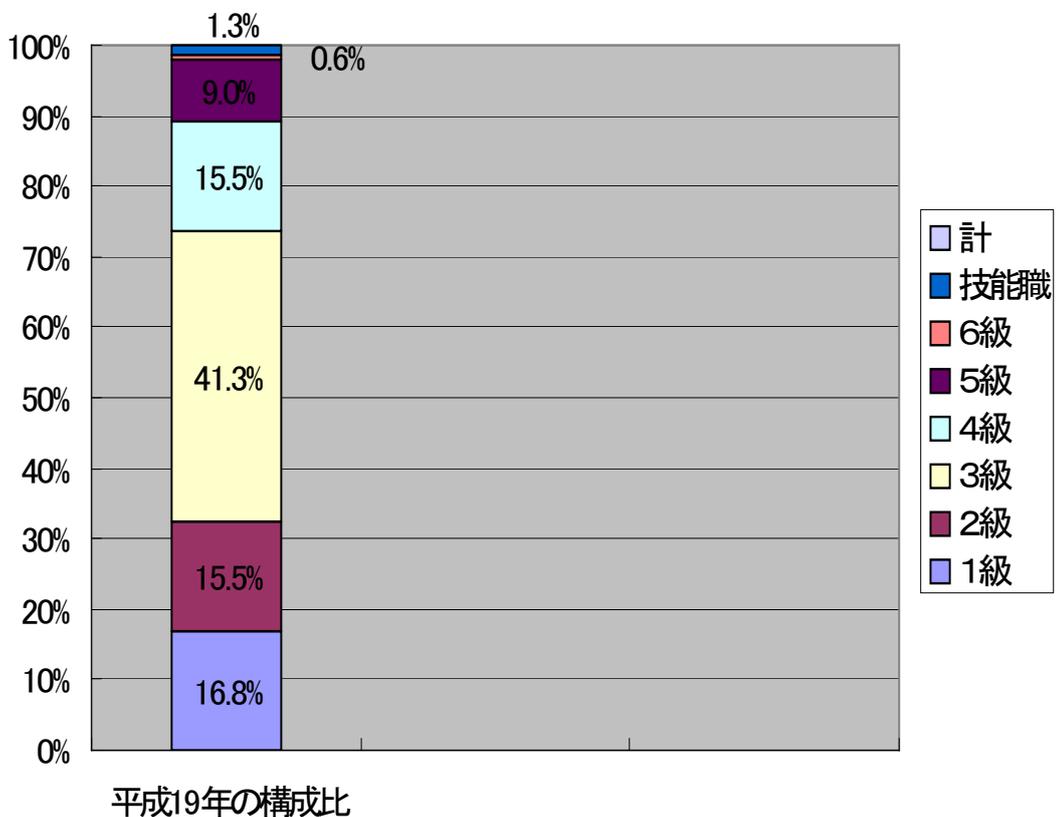
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,600円	292,700円	359,500円
	高校卒	228,600円	276,400円	314,600円

- (注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

職務級	職務分類	職員数	構成比 %
技能職	技能労務職	2人	1.3%
1級	主事の職務	26人	16.8%
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	24人	15.5%
3級	主幹、係長、参事、主査の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	64人	41.3%
4級	審議員、課長補佐の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	24人	15.5%
5級	課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14人	9.0%
6級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	1人	0.6%
合 計		155人	100%

- (注) 1 長洲町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		一般行政職	備 考
H18年度	職 員 数 (A)	111人	給与実態調査による一般行政職員数（教育関係及び公営事業会計を含まず。）
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数（B）	31人	
	比 率 (B) / (A)	27.9%	
H17年度	職 員 数 (A)	117人	
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数（B）	36人	
	比 率 (B) / (A)	32.1%	

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長洲町（水道事業会計除く）	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,382千円	—
（平成18年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4月分 0.725月分 12月期 1.6月分 0.725月分 計 3.0月分 1.45月分	（平成18年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4月分 0.725月分 12月期 1.6月分 0.725月分 計 3.0月分 1.45月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

② 退職手当（平成18年4月1日現在）

長洲町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算処置	定年前早期退職 特例処置 (2%～20%加算)		その他の加算処置	定年前早期退職 特例処置 (2%～20%加算)	

③ 調整手当（該当ありません）

④ 特殊勤務手当（平成 18 年度実績）

支給実績（平成18年度決算）			476千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			47,600円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）			6.2%
手当の種類（手当数）			3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	課税、徴収及び資産評価	月額4,000円
伝染病防疫作業手当	従事した職員	伝染病患者の救護等	1日3,000円
行旅病死人処置手当	従事した職員	行旅病人の救護等	1件3,000円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	4,967千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	30千円
支給実績（平成17年度決算）	6,998千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	43千円

⑥その他の手当（平成 18 年度実績）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (H18年度決算)	支給職員一人あたり平均支給年額 (H18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の2人まで 6,000円 3人目から1人につき 5,000円 満16歳～満22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ	千円 14,650	千円 203
住居手当	新築又は購入した場合 5年間は2,500円 家賃23,000円以下 家賃の月額から12,000円 を控除した額 23,000円を超える家賃 23,000円を控除した額の 二分之一（控除した額の二 分之一が16,000円超える ときは、16,000円）を 11,000円に加算した額	同じ	千円 6,306	千円 203

通勤手当	2 キロ以上 5 キロ未満 2,000 円	同じ	千円	千円
	5 キロ以上 10 キロ未満 4,100 円		2,331	22
	10 キロ以上 15 キロ未満 6,500 円			
	15 キロ以上 20 キロ未満 8,900 円			
	20 キロ以上 25 キロ未満 11,300 円			
	25 キロ以上 30 キロ未満 13,700 円			
管理職手当	給料の9%~7%		4,828千円	321千円

⑦特別職の報酬等の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町 長	750,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長	550,000円	860,000 円 / 552,000 円 715,000 円 / 510,000 円
報酬	議 長	323,000円	395,000 円 / 230,000 円
	副議長	267,000円	325,000 円 / 180,000 円
	議 員	243,000円	290,000 円 / 157,000 円
期末手当	町 長 副町長	(18年度支給割合) 3.0月分	
	議 長 副議長 議 員	(18年度支給割合) 3.0月分	
退職手当	町 長 副町長	(算定方式) 熊本県市町村退職手当組合 の規程による	(支給時期) 任期満了時(退職時)

※ 上記の金額は現在の厳しい財政状況を考慮して、町長、副町長（収入役は廃止）については 10%、議会議員については、3.1%削減後の金額です。
 なお、平成 19 年 8 月 1 日から町長、副町長については、給料の 20%（町長 667,000 円、副町長 489,000 円を支給）削減を実施しています。

(10) 定員の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 19 年	平成 18 年		
一般行政	議会	3	3	0	事務量の見直し
	総務	35	37	△2	
	税務	10	10	0	
	農水	9	10	△1	
	商工	2	2	0	
	土木	7	7	0	
	民生	36	38	△2	
	衛生	9	10	△1	
	小 計	111	117	△6	
教 育		20	21	△1	事務量の見直し
公営企業等	水 道	8	8	0	事務量の見直し
	下水道	7	7	0	
	その他	10	9	1	
		小 計	25	24	1
合 計		156	162	△6	(含む教育長)

(11) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況等

平成 17 年度において行財政改革の更なる推進により、財政状況の改善を図るために退職者の 2 分の 1 の採用を基本とした定員適正化計画の見直しを行い、職員数の減少により住民サービスに支障を来たさぬよう、次の事柄を基本として事務改善を図っていきます。

- 事務事業の民間委託の推進を図るなど、事業の執行方法を見直す。
- 事務の執行方法の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図る。
- 事務の電算化の促進により、事務の簡素化を図る。

定員適正化計画及び年次別実績の概要

区 分		16年	17年	18年	19年	20年	21年	17年～	22年	23年	24年	25年	26年	
		計画 前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	21年計	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
一般行政	減員		△ 13	△ 5 【△7】	△ 2	△ 2	△ 5	△ 27	△ 3	△ 9	△ 3	△ 7	△ 4	
	増員		5	3	0	0	3	11	2	7	2	5	2	
	差引		△ 8	△ 2 【△4】	△ 2	△ 2	△ 2	△ 16	△ 1	△ 2	△ 1	△ 2	△ 2	
	職員数	129	121	119 【117】	117	115	113	113	112	110	109	107	105	
特別行政 (教育関係)	減員		△ 1					△ 1						
	増員							0						
	差引		△ 1	0	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0	
	職員数	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
公営企業等	国保 0.9	減員						0				△ 1		
		増員						0						
		差引		0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1	0	
		職員数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
	介護 0.72	減員							0					
		増員							0					
		差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		職員数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	下水 1.08	減員						△ 1	△ 1					
		増員		1					1					
		差引		1	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0	0
		職員数	6	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
水道 1.44	減員		△ 1					△ 1		△ 1				
	増員			【1】				0						
	差引		△ 1	0	0	0	0	△ 1	0	△ 1	0	0	0	
	職員数	8	7	7 【8】	7	7	7	7	7	7	6	6	6	
計	減員		△ 15	△ 5 【△7】	△ 2	△ 2	△ 6	△ 30	△ 3	△ 10	△ 3	△ 8	△ 4	
	増員		6	3 【4】	0	0	3	12	2	7	2	5	2	
	差引		△ 9	△ 2 【△3】	△ 2	△ 2	△ 3	△ 18	△ 1	△ 3	△ 1	△ 3	△ 2	
	職員数	173	164	162 【161】	160	158	155	155	154	151	150	147	145	

【 】内の数値は計画値と相違の場合の実績値。